

令和元年 8 月 7 日
浜松市危機管理課

停電時の体制について

平成 30 年 9 月 30 日から 10 月 1 日にかけて本市に最接近した台風第 24 号に伴う停電被害においては、中部電力（株）と連携し応急対策を実施したが、市民への情報伝達や支援対策の内容については組織的な対応ができず、対応に遅れが生じたことから停電時の体制について整理する。

1) 庁内体制

- ・組織的な対応を行う（連携する）ため、大規模停電時の体制移行の判断基準を明確にする。

◎停電の規模による配備体制とその基準

事前配備体制	配備基準
災害対策連絡室	浜松市内において 180,000 戸以上の停電が発生したとき（中部電力ホームページ「停電情報」により確認）を 1 つの目安とする。

（基準の考え方）

- ・「連絡室体制をとる必要があると危機管理監が判断したとき」における判断基準とする。
- ・浜松市管内中部電力契約口数約 543,000 戸（2019 年 6 月現在：中電確認）に対して、1 / 3 の 180,000 戸以上の停電を大規模停電と位置付ける。
- ・台風第 24 号時の約 28 万戸の停電のうち、95%が 3 日で復旧していることから、1 日あたりの復旧戸数は約 9 万戸であり、18 万戸を超えると停電期間が、2 日を超えて長期化する可能性がある。
- ・携帯電話基地局や同報無線屋外子局の非常電源容量は、上限が 72 時間であるため、2 日を超えると、携帯電話不通や屋外子局の不全など情報網が停止する可能性がある。
- ・連絡室体制とすることで相応の（土木、消防、上下水道、教育、農林、アセット、税務、福祉等）応急対策要員が参集される。このことから連絡室体制のみの基準とする。
- ・その他必要に応じて危機管理監が関係部署の職員（産業等）を招集することとする。
- ・台風等風水害が過ぎ去ったとしても停電状況に改善が見られないときは、連絡室体制を維持する。
- ・電力復旧に伴い体制を解除することとなるが、徐々に復旧目途が立ってくることから、中部電力ホームページの復旧見込を確認しながら区ごとに解除するものとする。